

第5次

利府町定員適正化計画

(令和8年度から令和12年度まで)

令和8年2月

利 府 町

目 次

1	計画策定の趣旨	1
2	現状分析	
(1)	これまでの定員適正化の取組状況	2
(2)	町の人口と職員数の推移	4
(3)	職員一人当たりの人口推移	5
(4)	類似団体との比較	7
(5)	職員の年代別分布状況	9
(6)	退職者の推移	10
(7)	育児休業取得職員及び派遣職員数の推移	10
3	第5次定員適正化計画	
(1)	基本方針と取り組み	11
(2)	計画期間と目標職員数	13
4	計画及び進捗状況の公表	
(1)	計画の公表	14
(2)	進捗状況の公表	14

1 計画策定の趣旨

本町では、平成17年度に定員適正化計画を策定し、計画的な定員管理を推進してきました。

第1次計画（平成17年度～平成21年度）においては、総務省の「地方公共団体における行政改革の推進のための指針」（平成17年3月）の要請のもと、集中改革プランに数値目標を掲げ取り組みました。

また、第2次定員適正化計画（平成22年度～平成27年度）においては、平成23年3月の東日本大震災の発生に伴い、災害復旧事業や震災復興事業の実施により、職員の業務量が著しく増加したため、震災前に策定した計画との一部乖離が生じました。

さらに、第3次定員適正化計画（平成28年度～令和2年度）では、東日本大震災からの復旧・復興事業や、「利府町総合計画」に掲げた各種施策を実現するため、各種事務事業の見直しや業務の効率化を図るとともに、大規模な組織改正を行い、適正な人員配置に取り組みました。

次の第4次定員適正化計画（令和3年度～現在）では、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策をはじめとする、新たな行政需要に対応しながら、行政のデジタル化の推進や多様な働き方への対応を進め、限られた人員の中で効率的・効果的な行政サービスの提供に努めてきたところです。

現在、本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化の進展、住民ニーズの多様化・複雑化など、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しており、様々な行政課題への対応が求められています。

このような中、将来にわたって質の高い行政サービスを安定的に提供していくためには、職員一人ひとりが意欲をもって職務に取り組める環境づくりが不可欠です。働き方改革を推進し、職員のライフ・ワーク・バランスの実現や持続可能な組織体制の構築に取り組む必要があります。

行政の効率化は不変的課題であり、人件費は義務的に支出する経常経費として財政運営に大きな影響を与えます。新たな時代に対応した持続可能な行政運営を実現し、さらなる職員の定員管理の適正化を図るための指針として、「第5次利府町定員適正化計画」を策定するものです。

2 現状分析

(1) これまでの定員適正化の取組状況

本町では、中長期的視点に立った事務事業の点検や財政の健全化などへの取組みを定めた「行政改革大綱」に基づき、事務事業の整理合理化等の検討を実施しながら、組織機構の見直しや民間委託等の推進と併せて、「第1～4次定員適正化計画」において定員管理の適正化を積極的に推進してきました。

第4次定員適正化計画（令和3年度～令和8年度）の職員数の変遷としては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等をはじめとする新たな業務や多様化する行政需要に応えるため、採用数を増員しました。

一方で、若年層職員の退職が増加傾向にあるものの、定年引上げに伴い定年退職者が不在となる年度が生じました。これらの要因により、令和8年4月には適正化計画職員数に到達する見通しです。

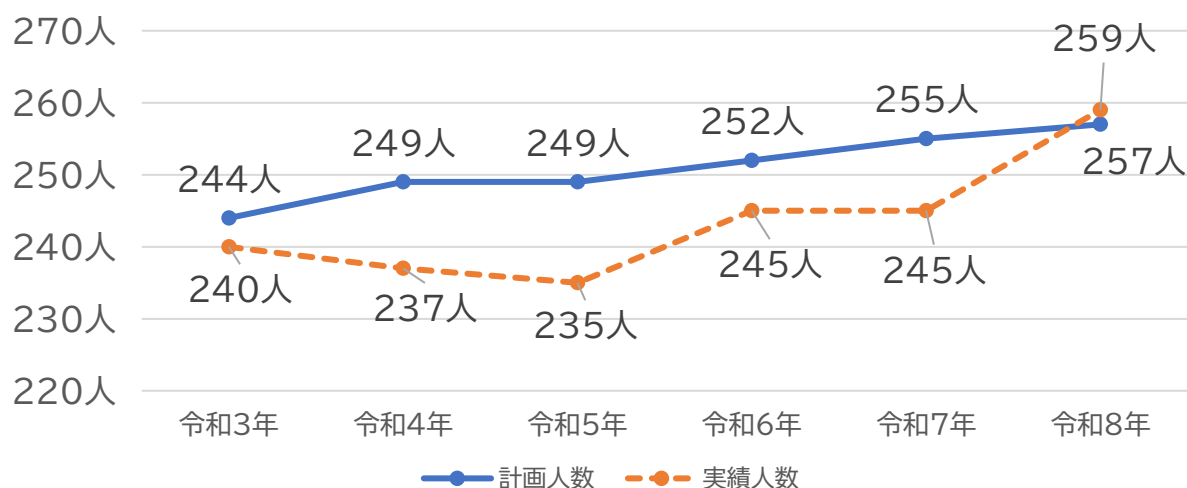
第4次定員適正化計画における定員適正化目標と職員数実績の推移（表－1）及び、部門別職員数の推移（表－2）は次のとおりです。

表－1 第4次定員適正化計画職員数と職員数実績の推移

項 目	令和3年4月	令和4年4月	令和5年5月	令和6年4月	令和7年4月	令和8年4月 (見込)
適正化計画職員数 A	244人	249人	249人	252人	255人	257人
職 員 数 実 績 B	240人	237人	235人	245人	245人	259人
対 前 年 増 減 数	▲2人	▲3人	▲2人	10人	0人	14人
計画との増減数 (B－A)	▲4人	▲12人	▲14人	▲7人	▲10人	2人
最終年における 増 加 目 標 人 数	13人					
最終年における 増 減 実 績 人 数	19人					

※令和6年4月～令和8年4月(見込)の職員数実績人数には、暫定再任用フルタイム勤務職員2名が含まれています。

第4次定員適正化計画職員数と職員数実績の推移



表－2 部門別職員数の推移

区 分 部 門			職員数（人）						対前年増減数（人）				
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7
普 通 会 計	福祉関係を除く一般行政	議 会	4	4	4	3	3	3	0	0	▲1	0	0
		総務・企画	72	61	61	65	73	76	▲11	0	4	8	3
		税 務	17	14	14	14	15	13	▲3	0	0	1	▲2
		労 働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		農林水産	7	6	6	6	7	7	▲1	0	0	1	0
		商 工	4	10	11	11	10	10	6	1	0	▲1	0
		土 木	14	16	17	18	17	18	2	1	1	▲1	1
		小 計	118	111	113	117	125	127	▲7	2	4	8	2
	福祉関係	民 生	47	45	46	44	45	47	▲2	1	▲2	1	2
		衛 生	13	19	21	20	21	22	6	2	▲1	1	1
		小 計	60	64	67	64	66	69	4	3	▲3	2	3
	一般行政部門計		178	175	180	181	191	196	▲3	5	1	10	5
	教 育		43	41	35	33	32	29	▲2	▲6	▲2	▲1	▲3
	警 察		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	消 防		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	普通会計計		221	216	215	214	223	225	▲5	▲1	▲1	9	2
公 営 企 業 等 会 計	病 院		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水 道		11	14	12	12	12	11	3	▲2	0	0	▲1
	下 水 道		2	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0
	交 通		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他		8	8	8	7	8	7	0	0	▲1	1	▲1
	公営企業等会計計		21	24	22	21	22	20	3	▲2	▲1	1	▲2
総合計			242	240	237	235	245	245	▲2	▲3	▲2	10	0

[備考]

- 1 各年とも4月1日現在の職員数である。
- 2 部門の区分は、総務省「地方公共団体定員管理調査」による。

[用語解説]

【普通会計】普通会計とは、公営企業等会計以外の会計をまとめて1つのものにした会計です。

【一般行政部門】地方公共団体における基本的（一般的）な業務の部門のことで、自主的に定員管理に取り組むことができる分野が大部分を占める部門です。

なお、消防部門は、本町では一部事務組合で実施していることから、職員数は生じておりません。

【公営企業等会計部門】上水道や下水道等の個別専門的な業務を実施する部門です。

なお、その他については、国民健康保険事業や介護保険事業等の人数が計上されており、病院事業、交通事業については、本町で実施しておりません。

【議会】議会事務局の業務を行う職員を計上しています。

【総務】職員の人事・給与、職員研修、会計・出納、財産管理、政策・企画、防災、広報・広聴、戸籍等窓口等の業務を行う職員を計上しています。

【税務】税に関係する業務を行う職員を計上しています。

【民生】社会福祉、公的扶助、児童福祉、老人福祉、保育所等の業務を行う職員を計上しています。

【衛生】公衆衛生、保健センター、環境衛生等の業務を行う職員を計上しています。

【農林水産】農業委員会、農地調整、林業、水産業、漁港等の業務を行う職員を計上しています。

【商工】商業、鉱業、工業の振興、金融、観光等の業務を行う職員を計上しています。

【土木】道路・橋りょう・都市公園・漁港等の施設整備と管理、都市計画等の業務を行う職員を計上しています。

【教育】教育委員会及び教育委員会事務局の職員を計上しています。

【消防】消防本部、消防署及び消防団に勤務する職員を計上するもので、本町では一部事務組合で実施していることから、職員数は生じておりません。

【水道】上水道事業の業務を行う職員を計上しています。

【下水道】下水道事業の業務を行う職員を計上しています。

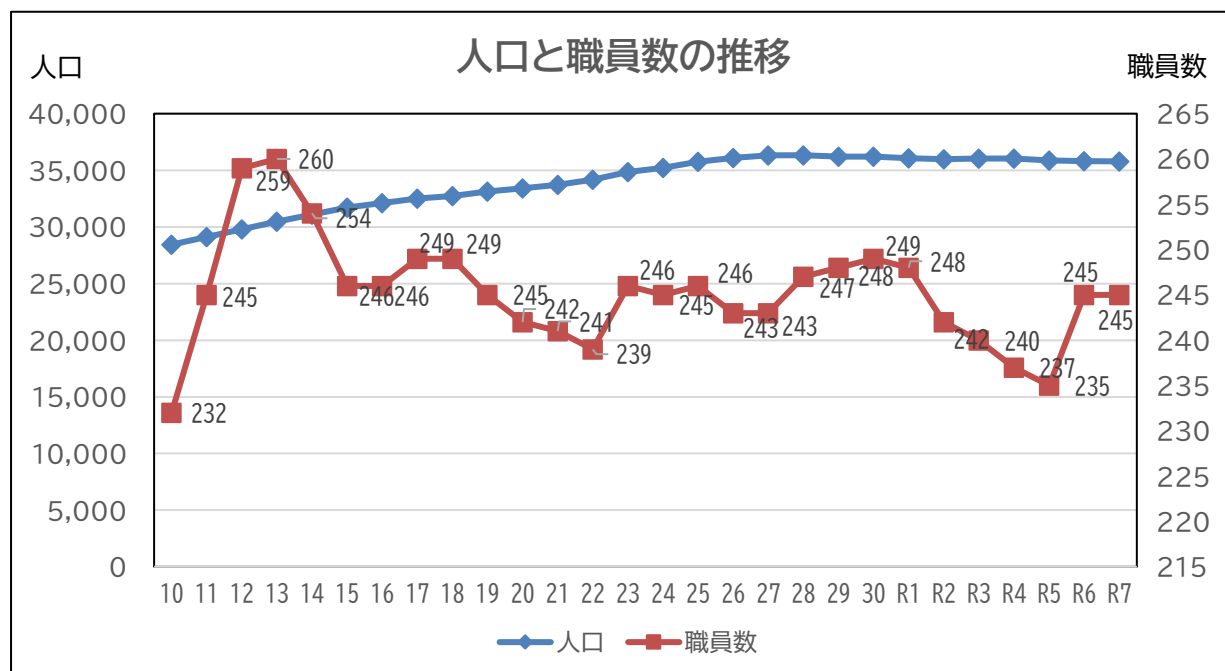
【その他】国民健康保険事業や介護保険事業の業務を行う職員を計上しています。

(2) 町の人口と職員数の推移

平成10年から28年間の町の人口と職員数の推移は、表-3のとおりです。

人口は、28年間で7,347人増加してきたものの、職員数は、平成15年以降は年度間でそれほど大きな増減は無く、令和7年まで最大で249人、最小で235人の間で推移してきています。

表-3 人口と職員数の推移



(3) 職員一人当たりの人口推移

「職員１人当たりの人口」は、表－４のとおり最大で１５２．６人、最小で１１５．０人の間で推移しており、令和７年４月１日現在では１４６．１人となっています。

また、宮城県総務部市町村課が公表している資料による公営企業等会計の職員を除いた普通会計職員の県内各市町村における「職員１人当たりの人口」の状況は、表－５のとおりです。

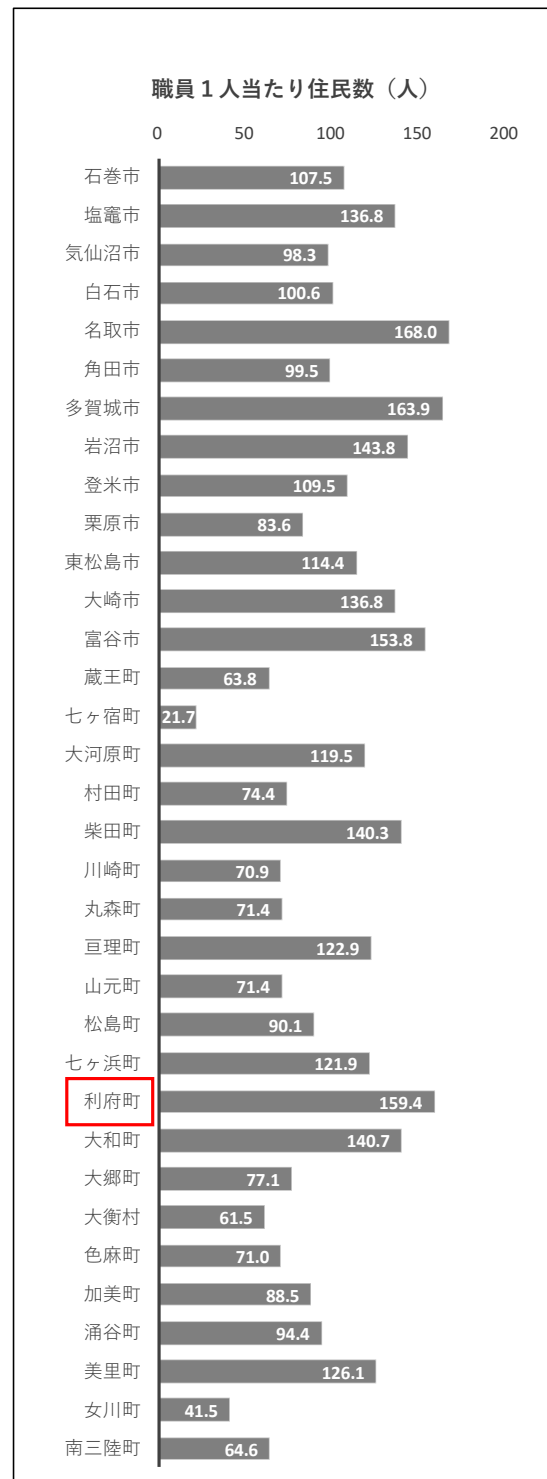
表－４ 職員一人当たりの人口状況の推移

項目 年	人 口 (3月31日現在) A 人	職員 総数 B 人	職員一人 当たり人口 A/B 人	普通会計 職員数 C 人	職員一人 当たり人口 A/C 人
平成10年	28,442	232	122.6	205	138.7
平成11年	29,111	245	118.8	220	132.3
平成12年	29,797	259	115.0	234	127.3
平成13年	30,485	260	117.3	231	132.0
平成14年	31,089	254	122.4	226	137.6
平成15年	31,726	246	129.0	218	145.5
平成16年	32,108	246	130.5	219	146.6
平成17年	32,517	249	130.6	223	145.8
平成18年	32,730	249	131.4	220	148.8
平成19年	33,130	245	135.2	215	154.1
平成20年	33,413	242	138.1	211	158.4
平成21年	33,725	241	139.9	214	157.6
平成22年	34,171	239	143.0	214	160.0
平成23年	34,859	246	141.7	221	157.7
平成24年	35,224	245	143.8	218	161.6
平成25年	35,750	246	145.3	222	161.0
平成26年	36,103	243	148.6	222	162.6
平成27年	36,318	243	149.5	222	163.6
平成28年	36,330	247	141.7	225	161.5
平成29年	36,205	248	143.8	226	160.2
平成30年	36,220	249	143.8	225	161.0
令和元年	36,054	248	143.8	225	160.2
令和2年	35,980	242	149.5	221	162.8
令和3年	36,033	240	150.1	216	166.8
令和4年	36,037	237	152.1	215	167.6
令和5年	35,869	235	152.6	214	167.6
令和6年	35,804	245	146.1	223	160.6
令和7年	35,789	245	146.1	225	159.1

表－５ 県内市町村における職員１人当たりの人口状況

団体名	職員数（人） （消防、公営企業等会 計を除く） R7. 4. 1	住民基本 台帳人口 （人） R7. 1. 1	職員 1 人 当たり 住民数 （人） B/A	順位
	A	B	B/A	
石巻市	1,232	132,447	107.5	16
塩竈市	378	51,726	136.8	8
気仙沼市	573	56,300	98.3	19
白石市	304	30,569	100.6	17
名取市	475	79,792	168.0	1
角田市	266	26,469	99.5	18
多賀城市	376	61,628	163.9	2
岩沼市	300	43,137	143.8	5
登米市	657	71,919	109.5	15
栗原市	724	60,518	83.6	23
東松島市	331	37,875	114.4	14
大崎市	892	122,035	136.8	9
富谷市	341	52,452	153.8	4
蔵王町	171	10,916	63.8	31
七ヶ宿町	56	1,213	21.7	34
大河原町	195	23,297	119.5	13
村田町	132	9,816	74.4	25
柴田町	259	36,331	140.3	7
川崎町	112	7,938	70.9	29
丸森町	162	11,571	71.4	26
亘理町	267	32,825	122.9	11
山元町	160	11,427	71.4	27
松島町	143	12,885	90.1	21
七ヶ浜町	144	17,553	121.9	12
利府町	225	35,863	159.4	3
大和町	198	27,861	140.7	6
大郷町	97	7,480	77.1	24
大衡村	90	5,539	61.5	32
色麻町	86	6,103	71.0	28
加美町	237	20,970	88.5	22
涌谷町	151	14,249	94.4	20
美里町	181	22,826	126.1	10
女川町	140	5,810	41.5	33
南三陸町	178	11,498	64.6	30
市計	6,849	826,867	120.7	
町村計	3,384	333,971	98.7	
市町村計	10,233	1,160,838	113.4	
市平均	527	63,605	124.3	
町村平均	161	15,903	90.1	
県平均	301	34,142	103.2	

※ 本内容は、宮城県総務部市町村課で公表している資料です。
※仙台市は除いています。



各市町村は、面積や人口規模などの「行政規模」は様々ですが、県内34市町村（仙台市除く）における「職員1人当たりの人口」について比較すると、本町は人口の多い（職員数の少ない）市町村から数えて「第3位」、町村では「第1位」となっております。

これは、本町がこれまでの定員管理計画に基づき、適正に人員を管理してきたことによるものですが、一方では、職員1人当たりの業務負担量が大きいことも否定できない内容となっています。

（４）類似団体との比較

「類似団体別職員数」とは、総務省が全国の市町村を人口と産業構造（産業別就業人口の構成比）の要素から、類似する市区町村をグループ分け（類型区分）し、人口1万人当たりの職員数の平均値（加重平均値）を算出し、職員数の比較を行うものです。

なお、他の市区町村との比較を行う観点から、市区町村ごとに実施している事業にばらつきがある公営企業等会計部門は除外しています。

令和7年4月1日現在において、本町が属する類型は「V－2類型※」であり、同類型の地方公共団体（98団体）との比較は、表－6のとおりです。

※「V－2類型」

人口2万人以上、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次の合計が80%以上で、さらにⅢ次が60%以上の地方公共団体

「単純値」比較では、本町の税務、民生、衛生、農林水産、土木、教育、消防の部門の職員数が不足している状況です。普通会計全体の令和6年4月1日現在職員数（223人）についても18人が不足している状況です。
（表－6 E 欄）

表－６ 類似団体と利府町との比較

大 部 門	職員数の増減					単純値により算出した 職員数との比較		
	R5.4.1	R6.4.1		R7.4.1		単純値 による比較 (R6.4.1現在)		
	現 在 職 員 数	現 在 職 員 数	増 減	現 在 職 員 数	増 減	単純値 × 住基人口 10,000	超 過 数	超 過 率
	A	B	B-A	C	C-B	D	E (B-D)	E/B×100
	人	人	人	人	人	人	人	%
議 会	3	3		3		3		0.0
総務・企画	65	73	8	76	3	59	14	19.2
税 務	14	15	1	13	▲ 2	17	▲ 2	▲ 13.3
民 生	44	45	1	47	2	56	▲ 11	▲ 24.4
衛 生	20	21	1	22	1	22	▲ 1	▲ 4.8
労 働								
農 林 水 産	6	7	1	7		9	▲ 2	▲ 28.6
商 工	11	10	▲ 1	10		5	5	50.0
土 木	18	17	▲ 1	18	1	20	▲ 3	▲ 17.6
一般行政計	181	191	10	196	5	192	▲ 1	▲ 0.5
教 育	33	32	▲ 1	29	▲ 3	41	▲ 9	▲ 28.1
消 防						8	▲ 8	
普通会計計	214	223	9	225	2	241	▲ 18	▲ 8.1
病 院						※▲（マイナス）は不足を表しています。		
水 道	12	12		11	▲ 1	【単純値】とは、本町と同じ類型(V-2)の類似団体における、部門別(中部門以上)の人口1万人当たり職員数の平均値です。 この値は、類似団体との比較の基準として用いられます。		
下 水 道	2	2		2				
交 通								
そ の 他	7	8	1	7	▲ 1			
公営企業等 会 計	21	22	1	20	▲ 2			
合 計	235	245	10	245				

〔用語解説〕

【議会】議会事務局の業務を行う職員を計上しています。

【総務】職員の人事・給与・職員研修、会計・出納、財産管理、政策・企画、防災、広報・広聴、戸籍等窓口等の業務を行う職員を計上しています。

【税務】税に関係する業務を行う職員を計上しています。

【民生】社会福祉、公的扶助、児童福祉、老人福祉、保育所等の業務を行う職員を計上しています。

【衛生】公衆衛生、保健センター、環境衛生等の業務を行う職員を計上しています。

【農林水産】農業委員会、農地調整、林業、水産業、漁港等の業務を行う職員を計上しています。

【商工】商業、鉱業、工業の振興、金融、観光等の業務を行う職員を計上しています。

【土木】道路・橋りょう・都市公園・漁港等の施設整備と管理、都市計画等の業務を行う職員を計上しています。

【教育】教育委員会及び教育委員会事務局の職員を計上しています。

【消防】消防本部、消防署及び消防団に勤務する職員を計上するもので、本町では一部事務組合で実施していることから、職員数は生じておりません。

【水道】上水道事業の業務を行う職員を計上しています。

【下水道】下水道事業の業務を行う職員を計上しています。

【その他】国民健康保険事業や介護保険事業の業務を行う職員を計上しています

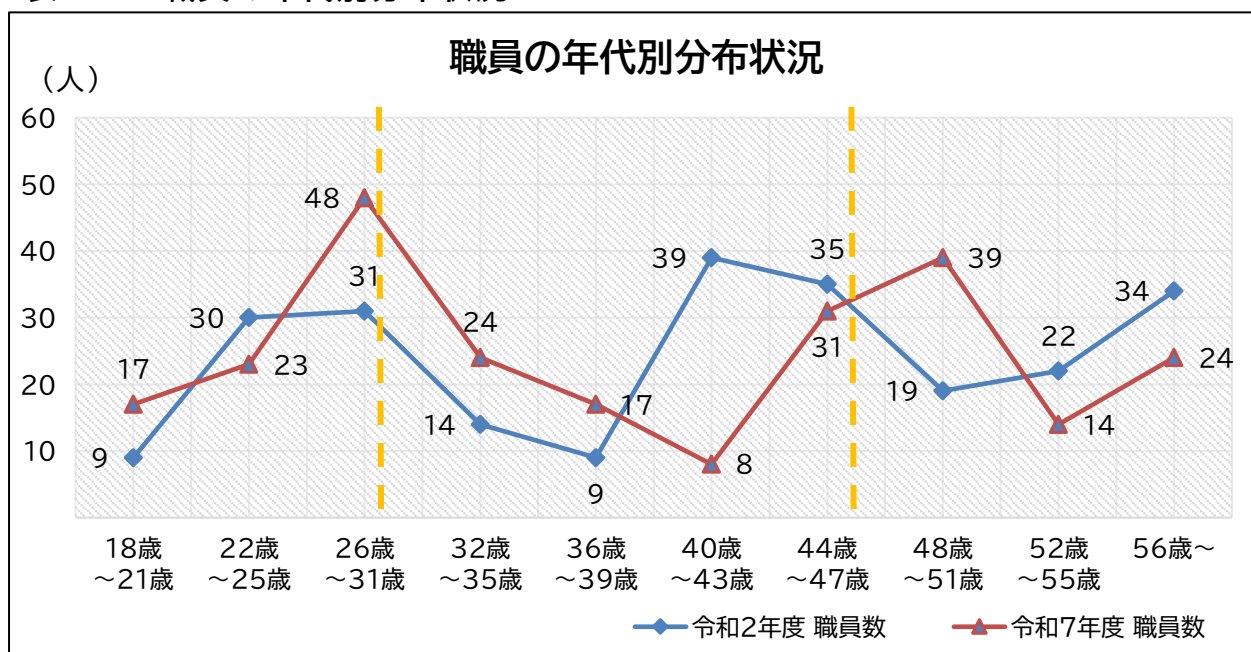
（５）職員の年代別分布状況

組織における年齢構成は、将来、安定的な行政運営を考える上で大変重要な要素です。特に、組織内での新陳代謝や活性化を図り、長期的な視点から年齢構成に「ひずみ」が生じないように、できるだけ平準化された年齢構成（構造）が理想です。

表－７は、本町における職員の年代別分布状況を表したのですが、令和７年４月１日現在の年齢構成をみると、１８歳から３１歳までの若手職員は８８人で、全体の３５．９％と最も多く、次いで、中堅職員である３２歳から４７歳の職員は８０人で３２．７％、いわゆるベテランである４８歳以上の職員は７７人で、３１．４％を占めており、３つの階層で概ねバランス良く分布しています。

また、令和２年度段階で２８．９％と構成比率が低かった若手職員層については、これまでの計画的な新規採用職員の採用成果により、改善傾向にあります。

表－７ 職員の年代別分布状況



年度	年代区分	若手職員				中堅職員					ベテラン職員				合計
		18～21	22～25	26～31	計	32～35	36～39	40～43	44～47	計	48～51	52～55	56～	計	
令和2年度	職員数	9人	30人	31人	70人	14人	9人	39人	35人	97人	19人	22人	34人	75人	242人
	構成比	3.7%	12.4%	12.8%	28.9%	5.8%	3.7%	16.1%	14.5%	40.1%	7.9%	9.1%	14.0%	31.0%	100.0%
令和7年度	職員数	17人	23人	48人	88人	24人	17人	8人	31人	80人	39人	14人	24人	77人	245人
	構成比	6.9%	9.4%	19.6%	35.9%	9.8%	6.9%	3.3%	12.7%	32.7%	15.9%	5.7%	9.8%	31.4%	100.0%

(6) 退職者の推移

令和2年度から令和6年度までにおける退職者の実績及び令和7年度から令和12年度までの退職者の見込みは、表－8のとおりです。

地方公務員法の一部改正により、令和5年度から定年延長制度が導入されたことにより、令和5年度から令和13年度にかけて、2年で1歳ずつ段階的に定年年齢が引き上げられることとなったため、その間、2年おきに定年退職者が生じることとなる等、退職者を取り巻く状況は変化しています。

仮に、新規採用職員を補充しなかった場合には、令和7年4月1日現在職員数（245人）から令和12年度末には19人減（7.8%減）となり、この場合には、将来を担う人材の不足を生み、組織の活性化はもちろん、安定的な行政運営に大きな支障が生ずることになります。

表－8 退職者の推移

項目	令和2年度末 (R3.3.31退職)	令和3年度末 (R4.3.31退職)	令和4年度末 (R5.3.31退職)	令和5年度末 (R6.3.31退職)	令和6年度末 (R7.3.31退職)
定年年齢	60	60	60	61	61
定年退職者数	8人	7人	11人	0人	6人
普通、勸奨退職	2人	3人	6人	8人	5人
定年等退職者 (実績)	10人	10人	17人	8人	11人

項目	令和7年度末 (R8.3.31退職)	令和8年度末 (R9.3.31退職)	令和9年度末 (R10.3.31退職)	令和10年度末 (R11.3.31退職)	令和11年度末 (R12.3.31退職)	令和12年度末 (R13.3.31退職)
定年年齢	62	62	63	63	64	64
定年退職者数	0人	4人	0人	4人	0人	6人
普通、勸奨退職等	3人	0人	2人	0人	0人	0人
定年等退職者 (見込)	3人	4人	2人	4人	0人	6人
新規採用職員無しの 場合の職員数 (R7.4.1職員数 245人基準)	242人	238人	236人	232人	232人	226人

(7) 育児休業取得職員及び派遣職員数の推移

令和3年度から令和7年度までの育児休業取得者数及び研修派遣職員の実績は次のとおりです。令和3年度以降は男性職員の育児休業取得者も増加していることから、育児休業取得職員数は増加傾向にあります。

また、定期的に宮城県等に研修派遣を実施しており、その状況は表のとおりです。

育児休業取得者や派遣職員等の増加により、職員数と実際に配置可能な職員数との間に乖離が生じており、組織運営上の課題となっています。

表－９ 育児休業取得職員及び派遣職員数の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年度当初職員数	240人	237人	235人	245人	245人
育児休業職員数 (新規取得)	7人	5人	7人	10人	9人
育休取得割合	2.9%	2.1%	3.0%	4.1%	3.7%
研修派遣職員 (人事交流除く)	2人	3人	4人	4人	3人
育児休業及び 研修派遣職員 計	9人	8人	11人	14人	12人

3 第5次定員適正化計画

(1) 基本方針と取り組み

本町は、これまで大規模な団地開発等により人口が増加し、加えて役場周辺を中心とした商業の集積や、宮城県総合運動公園等の大規模施設の整備に伴い、躍動的な発展を続けてきました。

このような状況下であっても、第1～4次定員適正化計画においては、人的資源の有効活用と人材育成に最大限努めることとし、特に、第4次計画では「計画期間中の人員増加目標15人」を掲げ、取り組んできました。

しかしながら、「2 現状分析」では

- ① 人口が増加し、基準となる「行政サービス量」が増加しているにもかかわらず、職員数は「ほぼ横ばい」で推移しているため、結果的に職員1人当たりの業務負担量が増加してきていること。
- ② 人口と産業構造が類似している「類似団体」間では、「単純値」で18人の不足が生じていること。
- ③ 「利府町総合計画」においては、2030年の目標人口として38,800人を目指しており、今後の少子高齢化の進展や子育て支援の充実、多様な行政ニーズに対応するためには民生部門をはじめ、各部門の人員が不足していること。

が示されました。今後においても、国の長期ビジョン「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の方針も踏まえながら、全国的な人口減少、少子高齢化等乗り越え、持続可能なまちを目指すため、中長期的な将来を見据えた積極的な取り組みが期待されています。

このため、第5次定員適正化計画の策定にあたっては、町民生活の安全と安心を守り、まちがゆたかであるために、実行力のある組織体制の実現を目指す、「職員数の増員を基調」として定員の適正化に取り組むものとします。

● 定員適正化の基本方針と取り組み ●

ア 行政改革の推進と重要施策への対応

全体として定員の適正な管理に努めながら、効果的、効率的な行政運営を推進する観点から、さらなる行政改革とDXの推進を図り、社会状況に応じた組織体制の見直しを継続的に推進します。

また、新たな課題や行政需要、重要施策等については、適切な行政サービスの提供ができるよう人員を重点的に配置するなど、柔軟でメリハリのある人員配置の実現を目指します。

イ 職員の意欲と能力の最大化

限られた人的資源を最大限に有効活用するため、利府町人材育成基本方針に基づく人材育成と人事評価制度との適正な運用による「総合的な人材育成システム」を確立し、能力開発及び資質の向上に努めます。さらに、職員それぞれのライフ・ワーク・バランスが取れた働き方を実現し、業務意欲が向上するよう「働き方改革」の推進に努めます。

ウ 実行力のある組織体制

将来にわたって、安定的で実行力のある行政組織を運営するため、職員年齢構成に「歪み」が生じないよう計画的な職員採用に努めます。

エ 多様な任用形態の活用

定年引上げに伴い、新たに役職定年制が導入される等、任用形態に変化が生じています。60歳以降の職員については定年前再任用短時間勤務職員を含め、長年培ってきた知識や経験、能力を有効活用するとともに、繁忙期など臨時的な業務、定型的反復型業務、一時的に専門性が求められる業務については、正規職員との適切な役割分担のもと会計年度任用職員を採用するなど、多様な任用形態を活用して効率的な業務遂行の促進を図ります。

オ 効率的・効果的な行政経営の推進

財源や職員といった経営資源に制約のある中、行政需要の多様化に伴い拡大化する行政サービス全てに対応するには限界があります。

政策形成・決定、権限行使など、行政が直接担うべき事業範囲について十分に留意をしながら、民間委託や指定管理者制度の活用、町民との協働事業の推進など、多様な主体と担い手の検討をさらに推進します。

(2) 計画期間と目標職員数

計 画 の 期 間	令和8年度から令和12年度までの5年間
職 員 数 目 標	1 本町の実情に合わせ、今後5年間の増員目標を<u>18人</u>とした定員の適正化を図ります。 これにより、令和13年4月1日現在における職員総数※を<u>277人</u>とします。 2 原則として退職者（労務職を除く。）の補充を行いつつ、将来的に職員の年齢構成を歪めないような配慮を行いながら、計画的に職員採用を行います。 3 計画期間中の年度別目標は、表－10のとおりです。

※職員総数

定員適正化計画において対象としている「職員」とは、利府町職員定数条例（昭和48年利府町条例第19号）の規定に基づく「一般職の職員」であり、特別職や会計年度任用職員等を除いています。

表－10 定員適正化の年度別目標

部 門	区 分	令和7年度 (基準年)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
一般行政	職員数	196人	211人	214人	221人	224人	231人
教育・消防	職員数	29人	29人	29人	27人	27人	27人
公営企業等	職員数	20人	19人	19人	18人	18人	17人
4月1日職員数		245人	259人	262人	266人	269人	275人
定年退職予定者数		0人	▲4人	0人	▲4人	0人	▲6人
普通等退職者数(再任用フルタイム任期満了含む)		▲3人	0人	▲2人	0人	0人	0人
新規採用職員採用予定者数		17人	7人	6人	7人	6人	8人
翌年度4月1日職員数		259人	262人	266人	269人	275人	277人

※普通等退職者数のうち、暫定再任用フルタイム勤務職員の任期満了以外の退職については、予測が困難なことからカウントしていない。

4 計画及び進捗状況の公表

(1) 計画の公表

第5次定員適正化計画は、「広報りふ」及び「利府町ホームページ」で公表します。

(2) 進捗状況の公表

利府町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年利府町条例第1号）に基づき、毎年度、利府町役場前掲示板において閲覧に供するとともに、「広報りふ」及び「利府町ホームページ」で公表します。